

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県情報公開条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県情報公開条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 特定出資法人が保有する文書の提出要請書に記載する事項等を定める。
- (2) 特定出資法人が保有する文書の提出要請ができることになったことに伴い、所要の様式の整備を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

保存期間が満了した簿冊の廃棄について、県民が意見を述べるができることとする。

2 規則の概要

- (1) 実施機関は、保存期間が満了した簿冊を廃棄しようとするときは、廃棄の日の1月前までに、その簿冊について、次の事項を公表するものとする。
  - ア 名称
  - イ 保存期間
  - ウ 廃棄の日
  - エ 作成日
  - オ 記録媒体の種別
- (2) 保存期間が満了した簿冊の廃棄について異議がある者は、実施機関に対し、その簿冊を公文書館に引き継ぐよう求めることができる。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県と鳥取市が設立する公立大学法人鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項については、県と鳥取市が設置した新生公立鳥取環境大学運営協議会において定められることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則の対象となる地方独立行政法人から公立大学法人鳥取環境大学を除く。
- (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

行政財産である建物及びその附帯施設について貸付けを行うことに伴い、その手続等を定める。

2 規則の概要

- (1) 行政財産である建物及びその付帯施設の貸付けを行う場合の手続、貸付期間、貸付料の納付等については、普通財産又は行政財産である土地の貸付けと同様とする。
- (2) 行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けのうち、軽易なものに係る事務手続については、財源確保推進課長の関連審査を要しないこととする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

市町村の自主的な行政運営に資するため、市町村交付金の対象事業を見直す。

2 規則の概要

(1) 次のとおり市町村交付金の対象事業を拡大する。

ア 住民が主体の地域の振興等につながる活動に要する経費について、新たな活動に限らないこととする。

イ 県内と県外の住民との交流を通じ、地域の活性化を促進する活動に要する経費について、中山間地域以外の地域に係るものも対象とする。

ウ 次の事業を対象事業に加える。

(ア) 人権意識の向上を図る研修会等の開催に要する経費

(イ) 男女共同参画を推進する男女共同参画推進員の設置に要する経費

(ウ) 市町村交付金の対象とすることが適当であると市町村が認めた事業に要する経費

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。